

審 査 基 準

令和 8 年 6 月 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準） 第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第 1 条の 2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 第 1 条の 3（許可の申請） 第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標準処理期間： 4 0 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）。ただし、営業所の所在地が福井市及び永平寺町である場合は、福井県警察本部生活安全許認可センター。
問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 電話 0 7 7 6 - 2 2 - 2 8 8 0
備 考：